官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（デジタル庁・法務五）　一
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務二六二）　二
○二千七年の国際コーヒー協定の有効期間の延長に関する件（外務二七六）
○地震被災地域における復旧・復興計画のための贈与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七七）
○イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（同二七八）
○アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（同二七九）
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八〇）
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一五七、一一五八）
○清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準（農林水産・経済産業一）
○文具に係る設計認定の基準（経済産業一一二）
○家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準（同一一三）
○家庭用洗浄剤容器に係る設計認定の基準（同一一四）
○中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（同一一五）
○道路に関する件（中部地方整備局七四）
〔人事異動〕
内閣　法務省　会計検査院
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件（内閣）
国営訓子府北栄土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）計画の公告（農林水産省）
国家試験
令和七年公認会計士試験論文式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配六二）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同六三、六四、六六、六八）
外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同六五、六七）
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

その他告示

○デジタル庁・法務省告示第五号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第九条第一項の規定に基づき、次の特定認証業務に関し、令和七年七月九日付けで業務の用に供する設備及び業務の実施の方法の変更を認定したので、同条第三項において準用する同法第四条第三項の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂
法務大臣　鈴木　馨祐

1　認定認証業務の名称　e-Probatio PSAサービス
2　認定認証業務を行う者の名称　ＮＴＴビジネスソリューションズ株式会社
3　認定認証業務を行う者の住所　大阪府大阪市北区大深町３番１号

○総務省告示第二百六十二号

時刻認証業務の認定に関する規程（令和三年総務省告示第百四十六号）第五条第二項において準用する同規程第三条第一項の規定に基づき、次の時刻認証業務の変更を令和七年七月九日付けで認定したので、同規程第五条第二項において準用する同規程第三条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年七月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

1　変更認定に係る時刻認証業務の名称　認定タイムスタンプ　byGMO
2　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―１で変換した値（16進数）　061a　629c　d646　eed7　e8d2　42a2　cf16　e187　41ee　b747
3　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その１）の値をハッシュ関数ＳＨＡ―256で変換した値（16進数）　f9f6　c4b4　3046　d85b　9c44　014e　8945　dc24　e22e　d3a6　a7d3　e1a5　7a80　ded8　2e90　d9ef

4　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　b780　e52f　c041　3922　5541　3296　a98f　a575　14a9　589e

5　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その２）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　e439　bc2f　1e92　4d4a　a890　4067　4a66　e96e　0e7c　a336　54bb　4e32　f3ff　08ba　8ca6　4293

6　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　f9b1　b2bf　fb02　abbf　fe82　d767　044d　e469　88c8　4b82

7　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その３）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　369b　792f　7898　64fd　b322　4daf　ce6e　05c4　73d5　a8c3　22d2　f5c1　51b9　daaf　af f9　c0ee

8　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－１で変換した値（16進数）　1823　f697　70d2　ce8b　26f1　5ca9　3d9b　4e1c　f63a　66d8

9　変更認定に係る時刻認証業務でデジタル署名を施すための専用の利用者署名符号に対応した電子証明書（その４）の値をハッシュ関数ＳＨＡ－256で変換した値（16進数）　3c3e　d6b9　271f　82a8　da2c　6a98　f7cc　2e4b　1ec9　a2a4　a5de　6116　e948　e6a5　db5b　4799

10　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の法人番号　1011001040181

11　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称　ＧＭＯグローバルサイン株式会社

12　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の名称の英語表記　GMO GlobalSign K.K.

13　変更認定に係る時刻認証業務を行う者の住所　東京都渋谷区道玄坂一丁目２番３号

○外務省告示第二百七十六号

平成十九年九月二十八日にロンドンで採択された「二千七年の国際コーヒー協定」の有効期間は、その第四十八条(3)の規定に従い、令和十年二月一日まで延長された。

（令和七年三月二十七日付け国際コーヒー機関理事会決議第四百八十六号）

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十七号

令和七年六月二十七日にアンカラで、地震被災地域における復旧・復興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がトルコ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地震被災地域における復旧・復興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十八億円

3　贈与の供与期限　令和十年六月三十日

4　署名者

日本側　勝亦孝彦在トルコ大使

トルコ側　ケレム・ドンメズ国庫・財務省対外経済関係局長

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十八号

令和七年七月七日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　中島洋一在イエメン大使

世界食糧計画側　アブダッラー・アルワルダート在イエメン事務所グローバル・パートナー政府連携部門部長

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百七十九号

令和七年七月十日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億千四百万円

3　贈与の供与期限　令和八年七月三十一日

4　署名者

日　本　側　黒宮貴義在アフガニスタン大使館大使

国際連合児童基金側　タジュディーン・オイワレ在アフガニスタン事務所代表

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第二百八十号

令和七年六月二十五日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億二千万円

3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　小泉勉在ラオス大使

ラオス側　フォンサムット・アンラワン外務副大臣

令和七年七月二十四日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第千百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県湖南市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

滋賀県湖南市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び湖南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省経済産業省告示第一号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎
経済産業大臣　武藤　容治

清涼飲料用ペットボトル容器に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針３⑵に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、清涼飲料を充塡するためのポリエチレンテレフタレート製の容器（以下「清涼飲料用ペットボトル容器」という。）に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1　次の表の上欄に掲げる部品の区分ごとに、下欄各号に掲げる要件をいずれも満たすこと。

部品	要件
ボトル	一　ポリエチレンテレフタレートのみを原料とし、その他の物質を添加していないこと。ただし、ポリエチレンテレフタレート以外の物質を添加したボトルが安全かつ衛生的であって、再資源化を実施することができる場合は、この限りでない。 二　着色はしないこと。 三　把手は、着色していないポリエチレンテレフタレート又は比重一・〇未満のポリエチレン若しくはポリプロピレンを使用すること。 四　ボトルに印刷を施さないこと。（賞味期限、製造所固有記号又はロット番号の印字等の微細な表示を印刷する場合を除く。）
ラベル	一　ポリ塩化ビニルは使用しないこと。 二　風選又は洗浄等の再生処理の工程においてボトルと分離できること。 三　ラベルに用いる印刷用インキがボトルに付着しないこと。 四　アルミニウムでラミネートされるラベルを使用しないこと。
キャップ	一　アルミニウム又はポリ塩化ビニルを使用しないこと。 二　比重一・〇未満のポリエチレン又はポリプロピレンを主な原料とすること。 三　ガラス玉又はパッキンを使用する場合は、その取り外し方をラベルに明示すること。

2　当該容器（ラベル、キャップを除く。）一本当たりの重量（単位は、グラムとする。以下同じ。）が、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる数値を下回ること。

一　あらかじめ殺菌した後、殺菌した内容物を無菌的に及び常温において充塡するための容器　当該容器一本当たりの容量（単位は、ミリリットルとする。以下この項において同じ。）に〇・〇一三九を乗じて得た値に、一四・二を加えて得た値

二　耐熱性のある容器（第六号に掲げる容器を除く。次号から第五号までにおいて同じ。）であって、当該容器一本当たりの容量が五百ミリリットル以下のもの　当該容器一本当たりの容量に〇・〇一六四を乗じて得た値に、一六・八を加えて得た値

三　耐熱性のある容器であって、当該容器一本当たりの容量が五百ミリリットルより大きく、千五百ミリリットル以下のもの　当該容器一本当たりの容量に〇・〇二三五を乗じて得た値に、一三・三を加えて得た値

四　耐熱性のある容器であって、当該容器一本当たりの容量が千五百ミリリットルより大きいもの　当該容器一本当たりの容量に〇・〇〇九八を乗じて得た値に、三三・九を加えて得た値

五　耐圧性のある容器　当該容器一本当たりの容量に〇・〇一三六を乗じて得た値に、一七・二を加えて得た値

六　耐熱性及び耐圧性のある容器　当該容器一本当たりの容量に〇・〇一七八を乗じて得た値に、一七・七を加えて得た値

3　当該容器一本当たりの重量のうち、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。）の合計の重量の割合が十五パーセント以上であること。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十二号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、文具に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

文具に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針３⑵に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、文具に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1　プラスチック製の書類挟みのうち、２に規定するクリアーファイル及び３に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーホルダー」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイからヘまでを満たすこと。

イ　当該製品一個当たりのプラスチックの使用量が、設計認定を受けようとする事業者が直近において販売した製品であって、設計認定を受けようとする製品と同一の種別に属する製品（平成十三年四月一日以降に販売したものに限り、設計認定を受けようとする製品を除く。以下「従前の製品」という。）一個当たりのプラスチックの使用量に比して二十パーセント以上少ないこと。（設計認定を受けようとする製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が、従前の製品よりも高い場合を除く。）

ロ　単一の種類のプラスチックを使用すること。

ハ　設計認定を受けようとする製品の包装にプラスチック以外の材料を使用していること又は当該製品一個当たりの包装におけるプラスチックの使用量が、従前の製品一個当たりの包装におけるプラスチックの使用量に比して二十パーセント以上少ないこと。

ニ　設計認定を受けようとする製品の包装にプラスチックを使用する場合は単一の種類のプラスチックを使用していること。

ホ　使用するプラスチックの種類を見やすい箇所に表示すること。

ヘ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、プレコンシューマ材料（日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチックをいう。以下同じ。）の重量の割合が四十パーセント以上であること。

(2)　当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、ポストコンシューマ材料（日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチックをいう。以下同じ。）の重量の割合が二十パーセント以上であること。

(3)　当該製品一個当たりのプラスチックの重量のうち、バイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の割合が十パーセント以上であること。

二　次のイからハまでを満たすこと。
イ　前号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。
ロ　当該製品のプラスチックを使用する部分に直接印刷を施さないこと。
ハ　当該製品にシールを貼る場合は、当該シールは当該製品と同一の種類のプラスチックを使用していること又は製品から容易に取り外すことができること。
三　次のイ及びロを満たすこと。
イ　第一号イ、ロ、ホ及びヘを満たすこと。
ロ　プラスチックの使用量を増加させず、繰り返し使用することにより劣化する部分について修繕又は取替えができるようにすることによって、当該製品の耐久性の向上及び長期間の使用の促進を図っていること。
四　次のイからハまでを満たすこと。
イ　第一号ロからヘまでを満たすこと。
ロ　使用するプラスチック又は紙等の材料をそれぞれ分離できること。
ハ　当該製品一個当たりの総重量に対するプラスチック以外の材料の重量の割合が従前の製品よりも高く、プラスチックに紙又は木材等を混ぜた混合物を使用していないこと。
五　第一号ロ、ホ及びヘ、第三号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。
六　第一号ロ、ホ及びヘ、第二号ロ及びハ並びに第四号ロ及びハを満たすこと。

2　プラスチック製の書類挟みのうち、複数のポケットを有する構造であって、3に規定するバインダーを除くもの（以下「クリアーファイル」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする文具が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
一　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前項第一号イ、ハ、ニ及びヘ並びに同項第三号ロを満たすこと。
ロ　背表紙に用いるラベルにはプラスチックを使用していないこと。
二　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前項第一号イ及びハからヘまで並びに同項第二号ハを満たすこと。
ロ　印刷（軽微なものを除く。）を施していないこと。
三　前項第一号イからヘまでを満たすこと。
四　前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第三号ロ並びに第一号ロを満たすこと。
五　前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第三号ロ、第一号ロ並びに第二号ロを満たすこと。
六　前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに第二号ロを満たすこと。
七　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第三号ロ、同項第四号ロ並びに第一号ロを満たすこと。
ロ　使用するプラスチックの原料を種類ごとにそれぞれ分離できること。
八　前項第一号イ及びハからヘまで、同項第四号ロ並びに前号ロを満たすこと。
九　前項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに第七号ロを満たすこと。
十　前項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ、第二号ロ並びに第七号ロを満たすこと。
十一　前項第一号ハからヘまで、同項第四号ロ及びハ並びに第七号ロを満たすこと。
十二　前項第一号ホ及びヘ、同項第三号ロ、同項第四号ロ及びハ、第一号ロ並びに第七号ロを満たすこと。
十三　前項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハを満たすこと。
十四　前項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、第二号ロ並びに第七号ロを満たすこと。

3　プラスチック製の書類挟みのうち、複数の穴を有する用紙を留め具によって固定できるもの（以下「バインダー」という。）に係る設計認定基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。
一　次のイからハまでを満たすこと。
イ　第一項第一号イ、ハ、ニ及びヘ並びに前項第一号ロを満たすこと。
ロ　留め具を取り外し、交換できること。
ハ　日本産業規格Ｘ六一九五又はＺ八三〇三に適合する用紙を収納することができること。
二　前項第二号を満たすこと。
三　第一項第一号イからヘまでを満たすこと。
四　第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、前項第一号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
五　第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、前項第一号ロ、同項第二号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
六　第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第二号ハ並びに前項第二号ロを満たすこと。
七　第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第四号ロ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
八　第一項第一号イ及びハからヘまで、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。
九　第一項第一号イ、ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ並びに前項第七号ロを満たすこと。
十　第一項第一号イ、ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。
十一　第一項第一号ハからヘまで、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。
十二　第一項第一号ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ、前項第一号ロ、同項第七号ロ並びに第一号ロ及びハを満たすこと。
十三　第一項第一号ロ、ホ及びヘ、同項第四号ロ及びハ並びに前項第七号ロを満たすこと。
十四　第一項第一号ホ及びヘ、同項第二号ハ、同項第四号ロ及びハ、前項第二号ロ並びに同項第七号ロを満たすこと。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十三号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

家庭用化粧品容器に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針3⑵に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、シャンプー、ヘアーリンス、ボディーソープ又は手洗い用石けん（以下「化粧品」と総称する。）を充塡するためのプラスチック製の容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト（容器の注ぎ口をいう。以下同じ。）、包装及び附属品を含む。以下「家庭用化粧品容器」という。）に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1　家庭用化粧品容器のうち、化粧品を詰め替えることにより繰り返し使用することができる容器（以下「本体容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用化粧品容器が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・四〇〇グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック（以下「プレコンシューマ材料」という。）の重量に〇・五を乗じて得た重量及び日本産業規格Q一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック（以下「ポストコンシューマ材料」という。）の重量の合計の割合が五十パーセント以上であること。

二　次のイからチまでを満たすこと。

イ　前号イを満たすこと。

ロ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）には、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第３Ａ１から7まで及びＤ２に適合するポリエチレンテレフタレート、ポリエチレン又はポリプロピレンのいずれかを使用し、それ以外の原料を使用していないこと。

ハ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）の原料は、それぞれ分離できること。

ニ　日本産業規格Ｋ六九〇〇に適合する充塡材を使用していないこと。

ホ　ポリエチレン又はポリプロピレンを使用する場合は、当該容器一個当たりのそれらのプラスチックの比重は〇・九七グラム毎立方センチメートル未満とすること。

ヘ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）の原料としてポリエチレンテレフタレートを使用する場合は着色をせず、ポリエチレン又はポリプロピレンを使用する場合は着色をしない又は白色に着色すること。

ト　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）には、印刷（レーザーによる印字を除く。）を施さないこと。

チ　キャップ、ディスペンサー、包装及び附属品は分離することができること。

三　第一号ロ及び前号ロからホまでを満たすこと。

四　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・一二五グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

五　第二号ロからホまで及び前号イを満たすこと。

六　第二号ロからチまで及び第四号ロを満たすこと。

2　家庭用化粧品容器のうち、本体容器における化粧品の詰替えを目的とするボトル形の容器（以下「ボトル形容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用化粧品容器が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇八〇グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料の重量に〇・五を乗じて得た重量及びポストコンシューマ材料の重量の合計の割合が六十パーセント以上であること。

二　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前号イを満たすこと。

ロ　前項第二号ロからホまで及び第一号ロを満たすこと。

三　前項第二号ロからホまで及び第一号ロを満たすこと。

四　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇五五グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が十五パーセント以上であること。

五　前項第二号ロからホまで及び前号イを満たすこと。

六　前項第二号ロからチまで及び第四号ロを満たすこと。

3　家庭用化粧品容器のうち、本体容器における化粧品の詰替えを目的とするプラスチックフィルム製の容器（以下「フィルム形容器」という。）であって、異なる種類のプラスチックフィルムを積層した容器に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用化粧品容器が、次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇五〇グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料の重量に〇・五を乗じて得た重量及びポストコンシューマ材料の重量の合計の割合が十五パーセント以上であること。

二　次のイからニまでを満たすこと。

イ　前号イを満たすこと。

ロ　アルミニウムはくを使用していないこと。

ハ　当該容器（キャップ、ディスペンサー、スパウト、包装及び附属品を除く。）には、食品、添加物等の規格基準第３Ａ１から7まで及びＤ２に適合する原料を使用すること。

ニ　フィルムの各層は単一の種類のプラスチックを使用し、再資源化が可能であること。

三　第一号ロ並びに前号ロ及びハを満たすこと。

四　次のイ及びロを満たすこと。

イ　当該容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を当該容器一個当たりの内容量で除して得た値が〇・〇二三グラム毎ミリリットル以下であること。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が五パーセント以上であること。

五　第二号ロ及びハ並びに前号イを満たすこと。

六　第二号ロからニまで及び第四号ロを満たすこと。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十四号

プラスチック使用製品設計指針（令和四年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号）の規定に基づき、家庭用洗浄剤容器に係る設計認定の基準を次のように定める。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

家庭用洗浄剤容器に係る設計認定の基準

プラスチック使用製品設計指針3(2)に規定する設計認定の基準（以下「設計認定基準」という。）のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上剤、台所用洗剤、食器洗浄機用の洗剤（以下「食洗器用洗剤」という。）又は住居用洗剤を充塡するためのプラスチック製の容器（以下「家庭用洗浄剤容器」と総称する。）に係るものは、次に掲げるとおりとする。

1　家庭用洗浄剤容器のうち、洗浄剤を詰め替えることにより繰り返し使用することができる容器（以下「詰替え本体容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一　次のイからヘまでを満たすこと。

イ　陶器、ガラス又はエアゾール（缶に噴霧器を取り付けて、液体又は粉末等の内容物を霧状に噴出させるものをいう。以下同じ。）を使用していないこと。

ロ　ポリ塩化ビニル、ポリ塩化ビニリデンその他の有機塩素化合物又はアルミニウムはくを使用していないこと。

ハ　プラスチック、紙又は木材等を混ぜた混合物を材料として使用していないこと。

ニ　容器の原料としてプラスチックのみを使用する場合は、単一の種類のプラスチック（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン、ポリエチレン又はポリスチレンに限る。）を使用すること。

ホ　容器に紙又は金属等のプラスチック以外の材料を使用する場合は、材料ごとに分離できること。

ヘ　原単位（容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を容器一個当たりの内容量で除して得た値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
洗濯用洗剤	○・一〇八
柔軟仕上剤	○・一二五
台所用洗剤	○・一二〇
食洗器用洗剤	○・〇六〇
住居用洗剤	○・一六〇

二　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前号イからホまでを満たすこと。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック（以下「プレコンシューマ材料」という。）、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック（以下「ポストコンシューマ材料」という。）及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の合計の割合が二十五パーセント以上であること。

2　家庭用洗浄剤容器のうち、本体容器における洗浄剤の詰替えを目的とするボトル形の容器（以下「ボトル形容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前項第一号イからホまでを満たすこと。

ロ　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
台所用洗剤	○・〇五〇
食洗器用洗剤	○・〇二〇
住居用洗剤	○・〇六〇

二　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前項第一号イからホまでを満たすこと。

ロ　前項第二号ロを満たすこと。

3　家庭用洗浄剤容器のうち、本体容器における洗浄剤の詰替えを目的とするプラスチックフィルム製の容器（以下「フィルム形容器」という。）であって、単一の種類のプラスチック（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン又はポリエチレンに限る。）を使用しているものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号から第三号までの要件を満たすこととする。

一　第一項第一号イからハまでを満たすこと。

二　当該容器一個当たりの重量のうち、バリア層（洗浄剤を保護するためのプラスチックフィルムの表面に対して蒸着した金属はくの層又はエチレン及びビニルアルコールの共重合体若しくはポリビニルアルコールから成る層をいう。）の重量の割合が五パーセント以下であること。

三　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
洗濯用洗剤	○・一一〇
柔軟仕上剤	○・〇四五
台所用洗剤	○・〇三三
食洗器用洗剤	○・〇二四
住居用洗剤	○・〇三五

4　3に規定するフィルム形容器のうち、異なる種類のプラスチックフィルムを積層した容器に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一　次のイからニまでを満たすこと。

イ　第一項第一号イからハまで及びホを満たすこと。

ロ　フィルム以外にプラスチックを使用する場合は、単一の種類のプラスチックを使用すること。

ハ　フィルムの各層は単一の種類のプラスチックを使用すること。

ニ　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
洗濯用洗剤	○・〇一七
柔軟仕上剤	○・〇二〇
台所用洗剤	○・〇二〇
食洗器用洗剤	○・〇二〇
住居用洗剤	○・〇二〇

二　次のイ及びロを満たすこと。
イ　前号イからハまでを満たすこと。
ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料及びバイオマスプラスチックの重量の合計の割合が十パーセント以上であること。

5　家庭用洗浄剤容器のうち、詰替え本体容器、ボトル形容器及びフィルム形容器以外のものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。
一　次のイ及びロを満たすこと。
イ　第一項第一号イからホまでを満たすこと。
ロ　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
台所用洗剤	○・○五○
食洗器用洗剤	○・○二○
住居用洗剤	○・○六○

二　次のイ及びロを満たすこと。
イ　第一項第一号イからホまでを満たすこと。
ロ　第一項第二号ロを満たすこと。

附　則

この告示は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

○経済産業省告示第百十五号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

令和七年七月二十四日

経済産業大臣　武藤　容治

番号	名称	住所	
5312	株式会社ヨリソイ	鹿児島県鹿児島市東谷山四丁目二十四番二号	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
			令和七年二月十七日から令和八年二月十六日まで

○中部地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月二十四日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　国道十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前	敷地の幅員	延長
中津川市落合字清水平一五六八番六一から同市山口三三七三番一二まで	前	一二・三五～四二・六七メートル	○・六三五キロメートル
	後	一四・七四～四四・一九メートル	○・六三五キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理解職
国務大臣　村上誠一郎
財務大臣加藤勝信帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
同　村上誠一郎
内閣府特命担当大臣加藤勝信帰朝につき内閣府特命担当大臣（金融）事務代理を免ずる（以上七月十九日）
国務大臣　武藤　容治
内閣府特命担当大臣赤澤亮正海外出張不在中内閣府特命担当大臣（経済財政政策）事務代理を命ずる（七月二十一日）
（在ロシア日本国大使館参事官）
外務事務官　武田　行生
漁業操業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく漁業損害賠償請求処理委員会モスクワ委員会委員を命ずる（七月二十二日）

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省大臣官房国際課付）検事兼法務事務官　清水　隆裕
法務省刑事局付に併任する
法務省大臣官房国際課付の併任を解除する（七月十九日）

会計検査院

検査官　挽　文子
会計検査院長原田祐平帰朝につき会計検査院法施行規則第八条の規定による会計検査院長の職務代行は終了した（七月二十日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、エジプトの国祭日につき、七月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和七年七月二十四日

内閣総理大臣　石破　茂

第百三十号を第百三十一号とし、第百九号から第百二十九号までを一号ずつ繰り下げ、第百八号の次に次の一号を加える。

百九　楽天モバイル株式会社

国営訓子府北栄土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、国営訓子府北栄土地改良事業（農業用用排水―明渠排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年7月24日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　縦覧に供すべき書類の名称
国営訓子府北栄土地改良事業計画書（農業用用排水―明渠排水）の写し
2　縦覧期間
令和7年7月24日から令和7年8月14日まで
3　縦覧場所
国土交通省北海道開発局のウェブサイト

国家試験

令和７年公認会計士試験論文式試験の試験場

公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、令和７年８月22日、23日及び24日に施行する令和７年公認会計士試験論文式試験の試験場を、次のとおり公告する。

令和７年７月24日

公認会計士・監査審査会会長　青木　雅明

（管轄財務局等）	（試　験　場）
関東財務局	東京都世田谷区桜上水３丁目25番40号　日本大学文理学部
近畿財務局	大阪府茨木市岩倉町２番150号　立命館大学（大阪いばらきキャンパス）
北海道財務局	北海道札幌市北区北８条西２丁目　札幌第１合同庁舎
東北財務局	宮城県仙台市青葉区花京院１丁目２番15号ソララプラザ　ＴＫＰガーデンシティＰＲＥＭＩＵＭ仙台西口
東海財務局	①愛知県名古屋市中区栄３丁目２番３号　名古屋日興證券ビル　ＴＫＰ名古屋栄カンファレンスセンター ②愛知県名古屋市中村区名駅２丁目41番５号　ＣＫ20名駅前ビル　ＴＫＰ名古屋駅前カンファレンスセンター
北陸財務局	石川県金沢市堀川新町７番１号　金沢医療技術専門学校
中国財務局	広島県広島市中区幟町１番５号　叡啓大学
四国財務局	香川県高松市幸町１番１号　香川大学（幸町北キャンパス）
九州財務局	熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎
福岡財務支局	福岡県福岡市博多区博多駅南４丁目２番10号　南近代ビル
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　那覇第２地方合同庁舎

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５０号
東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社零
代表清算人　池田佳菜子
1　決定年月日　令和７年７月10日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０号
福井市大手２丁目12番４号
清算株式会社　株式会社安部書店
代表清算人　安部　　悟
1　決定年月日　令和７年７月９日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第１００３号
福岡県福津市本木281番地１
清算株式会社　九州たまご株式会社
代表清算人　髙井　章光
1　決定年月日　令和７年７月11日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０１５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＫ
1　決定年月日　令和７年７月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１０２号
（本店所在地）和歌山県橋本市高野口町名古曽1320番地の１
清算株式会社　オーヤパイル株式会社
代表清算人　大家　健司
1　決定年月日　令和７年７月11日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番地
清算株式会社　ロボコム・アンド・エフエイコム株式会社
代表清算人　天野　眞也
1　決定年月日　令和７年７月10日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（下記第２の１⑵において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

第２　協定債権
　１　定義
　⑴　「協定債権」とは、清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいう。
　⑵　「協定債権者」とは、協定債権を有する債権者をいう。各協定債権者は、別表のとおりである。
　⑶　「金融機関債権者」とは、別表の１ないし４記載の協定債権者をいう。
　⑷　「一般債権者」とは、金融機関債権者を除く協定債権者をいう。
　⑸　「特別清算債権」とは、特別清算開始決定日である令和７年４月25日までに発生した協定債権のうち、損害金請求権を除いたものをいう。各協定債権者の特別清算債権の額は、別表のとおりである。ただし、株式会社ＦＡプロダクツが清算株式会社に対して有する特別清算債権については、本協定に基づく弁済時において、株式会社ＦＡプロダクツを除くすべての協定債権者が、清算株式会社に対して有する協定債権の債権額につき全額（元本、利息及び遅延損害金）の弁済を受けていない限り、150万円を超える部分は特別清算債権に含まれないものとする。
　２　特別清算債権
　⑴　一般債権者の有する特別清算債権の弁済
　　清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、4500万円を各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。
　⑵　一般債権者による債務免除
　　各一般債権者は、上記⑴の規定による弁済を受けたときは、当該弁済金受領時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　⑶　金融機関債権者の有する特別清算債権の弁済
　ア　清算株式会社の資産の換価代金から4500万円及び必要な費用を控除した残額がある場合は、清算株式会社は、各金融機関債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、当該残額を各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。
　イ　清算株式会社の資産の換価代金から4500万円及び必要な費用を控除した残額がない場合は、清算株式会社は、各金融機関債権者に対し、その旨を通知する。
　⑷　金融機関債権者による債務免除
　ア　各金融機関債権者は、上記⑶アの規定による弁済を受けたときは、当該弁済金受領時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
　イ　各金融機関債権者は、上記⑶イの規定による通知を受けたときは、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権の全額につき、その債務を免除する。
　⑸　追加弁済
　　上記⑴の規定による弁済及び上記⑶の規定による弁済又は通知の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、各特別清算債権の額に応じて按分して弁済する。この場合において、各協定債権者が上記⑵及び⑷ア又はイの規定により行った免除は、各追加弁済の限度で、債務免除時に遡って効力を失うものとする。
　３　特別清算債権以外の協定債権
　　各協定債権者は、本協定認可決定確定時に、清算株式会社に対し、各特別清算債権以外の各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
第３　共益的債権及び優先債権の弁済
　　清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時に弁済する。
（別表省略）

以上

福島地方裁判所相馬支部

令和７年（ヒ）第２０１８号

東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　富山企画株式会社
代表清算人　川口　秀春

１　決定年月日　令和７年７月９日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
第１　通則
　１　協定の対象となる債権
　　本協定の対象となる債権は、富山企画株式会社（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
　２　利息・遅延損害金の免除
　　協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
　３　弁済の方法及び端数の処理
　⑴　弁済の方法
　　協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
　⑵　弁済における端数の処理
　　協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権の弁済及び放棄
　１　協定債権の弁済
　　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうちＤＤＳに係る債権額を除いた債権額に応じて按分した額を弁済する。
　２　劣後条項
　　以下の条件が成就した場合、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうち、ＤＤＳに係る債権額に応じて按分した額を弁済する。
　　清算株式会社について協定認可決定が確定したときにおける協定に記載された変更されるべき権利のうち、ＤＤＳに係る債権を除くすべての債権が、その債権額につき全額の弁済を受けたこと。
　３　協定債権の放棄
　　各協定債権者は、上記１及び２の弁済を受けたときに、その余の協定債権をすべて放棄する。なお、上記１の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各協定債権者に通知したときに、各協定債権者は協定債権をすべて放棄する。
　４　追加弁済
　　上記１による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各協定債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各協定債権額のうちＤＤＳに係る債権額を除いた債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記３による放棄の効力は失われるものとする。
（別紙省略）

以上

東京地方裁判所民事第20部

監督命令

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) https://www.cy-com.co.jp/

令和七年七月二十四日

仙台市青葉区一番町二丁目七番一七号朝日生命仙台一番町ビル

(甲) サイバーコム株式会社

代表取締役　新井　世東

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

(乙) ＣＭＴ合同会社

代表社員　ＦＣＭＴ一般社団法人

職務執行者　平松　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲、乙)

掲載紙　上毛新聞

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　二頁

令和七年七月二十四日

群馬県前橋市千代田町三丁目三番一九号

(甲) 河野商事株式会社

代表取締役　河野　智治

群馬県前橋市千代田町三丁目三番一九号

(乙) 株式会社カワノ

代表取締役　河野　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) https://pcmed.jp/category/news/

令和七年七月二十四日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

(甲) 株式会社メドレー

代表取締役　瀧口　浩平

高知県宿毛市幸町五番一二号

(乙) 株式会社パシフィックメディカル

代表取締役　小松　広行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一七九頁（号外第一三三号）

(丙)(丁) ともに

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月十七日

掲載頁　一八〇頁（号外第一三三号）

令和七年七月二十四日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

(甲) 株式会社メドレー

代表取締役　瀧口　浩平

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

(乙) アクシスルートホールディングス株式会社

代表取締役　瀧口　浩平

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

(丙) 株式会社アクシス

代表取締役　川野　尚吾

東京都千代田区内幸町二丁目一番一号

(丁) アクシスイノベーション株式会社

代表取締役　海野　雄史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙) 掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一一五頁（号外第一六一号）

令和七年七月二十四日

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

(甲) 株式会社トレードワークス

代表取締役　齋藤　正勝

東京都港区赤坂五丁目二番二〇号

(乙) 株式会社ミンカブＷｅｂ３ウォレット

代表取締役　竹田　潤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

東京都港区港南四丁目七番五五―三二〇三号

(甲) ダブル・ケー・ワークス合同会社

代表社員　和智　信治

東京都港区港南四丁目七番五五号ブランファーレ三二〇三

(乙) ダブル・エー・ワークス合同会社

代表社員　和智　信治

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）https://www.suzumo.co.jp/ir/

令和七年七月二十四日

東京都中野区中野四丁目一〇番一号中野セントラルパークイースト

（甲）鈴茂器工株式会社

代表取締役　谷口　徹

東京都中野区中野四丁目一〇番一号中野セントラルパークイースト

（乙）株式会社日本システムプロジェクト

代表取締役　中村　健司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の総社員の同意は令和七年八月三十一日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階

（甲）ハイブリッドインベストメント合同会社　代表社員　佐藤　政洋

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

（乙）エステイトアルケミスト合同会社

代表社員　佐藤　政洋

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

東京都港区海岸一丁目一六番一号ニューピア竹芝サウスタワー六階

（甲）孫アセットマネージメント合同会社

代表社員　孫　正義

東京都港区海岸一丁目一六番一号ニューピア竹芝サウスタワー六階

（乙）孫コーポレーション合同会社

代表社員　孫アセットマネージメント合同会社

職務執行者　孫　正義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月二十四日

横浜市中区桜木町一丁目一番地

（甲）富士ソフト株式会社

代表取締役　室岡　光浩

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号

（乙）ＦＭＴ合同会社

代表社員　ＦＣＭＴ一般社団法人

職務執行者　平松　直樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html

（乙）https://www.kmkmkm-123.jp/067b8f3/index.html

令和七年七月二十四日

大阪市西区新町一丁目一六番一号

（甲）大陽日酸ガス&ウェルディング株式会社　代表取締役　東　剛

大阪市淀川区三津屋中三丁目八番一号

（乙）ガスウェル販売株式会社

代表取締役　河﨑　敏也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.kmkmkm-123.jp/045n9op/index.html

（乙）https://www.kmkmkm-123.jp/111x5ew/index.html

令和七年七月二十四日

大阪市西区新町一丁目一六番一号

（甲）大陽日酸ガス&ウェルディング株式会社　代表取締役　東　剛

大阪府茨木市東野々宮町一二番二一号

（乙）ヨシダ産業株式会社

代表取締役　河﨑　敏也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場六店舗の経営事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　八頁

令和七年七月二十四日

愛媛県松山市須賀町一番八号

（甲）株式会社大盛

代表取締役　松本　茂生

愛媛県松山市須賀町一番八号

（乙）株式会社大盛産業

代表取締役　松本　茂生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＦＡＣＥ　ＯＦＦとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

岩手県盛岡市上鹿妻蟹沢一一〇番地六

ＭＫＧ合同会社

代表社員　藤田　大介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

茨城県守谷市けやき台一丁目二三番六号

ハイツ篠崎一〇三　合同会社ＫＮＹ

代表社員　荒木　絹代

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

埼玉県日高市大字高萩六九〇番地四六

合同会社ムサシノ重建

代表社員　塚本　修史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社Ａｃｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

埼玉県坂戸市千代田一丁目二―五四―二

合同会社Ａｃｅ

代表社員　川筋　圭介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

東京都杉並区阿佐谷南三丁目三番一三号

合同会社Ｆａｓｔ　Ａｓｓｅｔ

代表社員　上野山博巳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十四日

東京都千代田区外神田二丁目九番六号泉ビル四階　合同会社Ｅｌｅｍｅｎｔａｌ

代表社員　小形　文徳

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、株式会社南塚口センターセブンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和７年７月二十四日

兵庫県尼崎市南塚口町七丁目一番一四号
南塚口センターセブン協同組合
代表理事　品山　和也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和７年７月二十四日

山口県下関市大字綾羅木三四三―三番地
合同会社ほたる
代表社員　三浦　蛍

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千百七十九万八千七百十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年７月四日

掲載頁　二頁

令和７年７月二十四日

東京都新宿区中里町二九番地三
株式会社穴熊
代表取締役　西村　成城

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万六千二百十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和７年５月一日

掲載頁　三頁

令和７年７月二十四日

宮崎市橘通西三丁目一〇番三二号八階
株式会社ＡＴＯＭｉｃａ
代表取締役　嶋田　瑞生

準備金の額の減少公告

当社は、さくら建築設計株式会社との令和７年六月三十日付け株式交換により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和７年７月二十四日

広島市東区牛田早稲田一丁目二二番一三号
ＭＳＫ株式会社
代表取締役　正木　繁康

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十六億四千五百四十三万三千四百八十四円、資本準備金の額を九十億四千九百三十三万一千八百五十一円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和７年八月八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和７年５月一日

掲載頁　八十頁（号外第九十九号）

令和７年７月二十四日

岡山県玉野市田井六丁目九番一号
株式会社パワーエックス
代表執行役　伊藤　正裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月二十四日

青森県三沢市松園町三丁目七番一八号
株式会社青建設計
代表取締役　相場　一宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月二十四日

東京都千代田区神田錦町二丁目二番地一・ＫＡＮＤＡ・ＳＱＵＡＲＥ十六Ｆ
エムエスシーソフトウェア株式会社
代表取締役　今野　真生

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月二十四日

石川県能美市大浜町井八五番地二
ケイエムエーインベスト株式会社
代表取締役　瀬川　敦也

定款変更につき通知公告

当社は、令和７年八月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和７年７月二十四日

広島県呉市吉浦新町二丁目五番二号
二反田薬品工業株式会社
代表取締役　二反田健二朗

債権申出の公告（第三回）

当法人の清算人は、令和７年六月三十日、千葉地方裁判所佐倉支部により選任されましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和７年７月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和７年７月二十四日

千葉県白井市復字六七四番地
鳥見神社
東京都中央区銀座一丁目一三番四号大和銀座一ビル二階トゥエルブ法律事務所
清算人　弁護士　上松　真林

訂正公告

令和７年７月一日（号外第一五〇号）掲載の解散公告中、株主総会開催日「令和七年六月二十五日」とあるは、「令和七年六月二十七日」の誤りにつき訂正します。

令和７年７月二十四日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ
株式会社ｉｎｃｒｉ
代表清算人　大山　りか

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八〇	〃	〃	水産流通指導官	水産流通指導官、水産流通電子化推進専門官
〃	〃	〃	第四条改正後欄	第四条改正後欄
〃	〃	〃	第四条改正前欄	第四条改正前欄
〃	〃	終りから	「第十二条第一項」	「第12条第１項」
〃	〃	〃	一項及び第二項」	び第２項」

第六条・第七条　（略）

第四条・第五条　（略）

一七六ページ終りから一行目の次に次を加える。

（原稿誤り）

等に関する省令）

令和７年五月三十日（号外第百十九号）公布農林水産省令第二十四号（漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備